

資源再建計画の検証及び 見直しについて

令和7年10月29日(水)、30日(木)

資源管理方針に関する検討会
～第5回スケトウダラ日本海北部系群～

水産庁

1. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画について

- すけとうだら日本海北部系群については、令和2(2021)年度の資源評価で親魚量が限界管理基準値を下回る状態にあると判断されたことから、令和3(2022)年に資源再建計画を策定した。
- いかなる措置を講じても当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがなかったことから、資源管理基本方針に基づき、資源再建計画の期間は令和4(2023)管理年度から令和23(2041)管理年度までとし、暫定管理基準値(10年を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値)は限界管理基準値である親魚量17.1万トンとした。

1. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画について(続き)

- 資源再建計画において講ずる措置は、以下のとおり。

- ① 親魚量が令和13(2031)年に50%以上の確率で暫定管理基準値を上回るよう、資源管理基本方針別紙2ー9に規定する漁獲シナリオに基づき調整する漁獲圧力と、資源評価において示される資源量の予測値から算出されるABCの範囲内でTACを設定する。
- ② 当該水産資源の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。
 - ア 当該水産資源を漁獲対象とする主な漁業者団体等が海洋水産資源開発促進法に基づく 資源管理協定の下で取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進する。
 - イ 各地域、漁業種類ごとに、漁業法に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組む。
 - ウ すけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有し、資源管理の取組を効果的に推進する。
- ③ 沖合底びき網漁業において、漁業法に基づく資源管理協定等に基づき、当該水産資源を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛する。
- ④ 引き続き資源調査等の充実を図る。

2. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の検証について

- 農林水産大臣は、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき資源再建計画の達成状況の検証を行うこととし、その結果に基づいて計画の見直しその他必要な措置を講じるものとされている。
- 令和7年度の資源評価の結果は、以下のとおり。
 - ✓ 2024年漁期の親魚量(16.2万トン)は、限界管理基準値案を上回っている。
 - ✓ 親魚量は、漁獲シナリオの調整係数(β)が0.9以下であれば、令和18(2036)年に50%以上の確率で目標管理基準値案(MSYを実現する水準)を上回る。
- 上記を踏まえ、資源再建計画の見直しを行うこととする。

表：将来の平均親魚量（万トン）

2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案（29.3万トン）を上回る確率														確率
β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2041	
1.0	17.8	21.6	24.9	26.2	26.6	26.8	27.8	29.3	30.5	31.0	31.2	31.2	31.0	
0.9			25.1	26.7	27.3	27.6	28.7	30.3	31.6	32.3	32.6	32.7	32.7	
0.8			25.3	27.2	27.9	28.4	29.6	31.4	32.7	33.6	34.0	34.3	34.5	
0.7			25.6	27.6	28.6	29.2	30.6	32.5	34.0	35.0	35.5	35.9	36.4	
0.6			25.8	28.1	29.3	30.1	31.6	33.6	35.3	36.4	37.1	37.7	38.5	
0.5			26.1	28.6	30.1	31.0	32.7	34.9	36.6	37.9	38.8	39.5	40.7	
現状の漁獲圧			25.6	27.6	28.5	29.1	30.5	32.3	33.8	34.8	35.3	35.7	36.1	

出典：令和 7（2025）年度スケトウダラ日本海北部系群の資源評価

3. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)

- 研究機関から提示された目標管理基準値の案を採用した場合、資源再建計画の終了年度については、当該水産資源の資源水準の値が50%以上の確率で当該目標管理基準値の案を上回ると資源評価が示した年度である令和18管理年度へ見直す。
- 研究機関から提示された限界管理基準値の案を採用した場合、2024年漁期の親魚量は、既に当該限界管理基準値の案を上回っていることから、暫定管理値は限界管理基準値である旨を規定する資源再建計画の第3は削除する。

項目	見直し(案)	現行
第2 資源再建計画 の期間	令和4管理年度から <u>令和18管理年度</u> まで	令和4管理年度から <u>令和23管理年度</u> まで
第3 暫定管理基準値	<u>(削除)</u>	<u>(1) 暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。</u> <u>(2) 暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度(2031年度)とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。</u>

3. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)

- その他、資源再建計画の第4で定めるの「講ずる措置」については、必要な修正を行う。

項目	見直し(案)	現行
第4 資源再建計画 において講ずる措置	(1) 別紙2－9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、<u>令和7年度(2025年度)の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。</u> ① 別紙2－9の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ② 別紙2－9の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。	(1) 別紙2－9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、<u>令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。</u> ① 別紙2－9の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ② 別紙2－9の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。

3. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)

項目	見直し(案)	現行
第4 資源再建計画 において講ずる措置	(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。 ① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。 ② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会を必要に応じ開催し、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。	(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。 ① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。 ② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。

3. スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)

項目	見直し(案)	現行
第4 資源再建計画 において講ずる措置	(変更無し)	(3) 沖合底びき網漁業において、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。
	(4) 引き続き資源調査等の充実を図ることとする。	(4) 令和3年度(2021年度)の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。